

競技者育成プログラム Step-1、2 に関する経費処理について

令和6年度からは、**20万円迄ではなく委託費 40万円分**全てを報告してください。

対象経費(コート使用料・ボール代・振込手数料明細)だけではなく対象外経費(謝金・旅費・会議費など)全ての経費に係る領収書を提出してください。下記内容をお読みいただきご対応のほどよろしくお願い致します。

**①「賃借料」「スポーツ用具費」について、原則「銀行振込み」以外は認められません。
また、対象経費(コート使用料・ボール代)の振り込み手数料も対象経費となります。**

＜ただし、振込支払いの対応をしていない場合＞

- (1) 会場借料等で銀行振込みに対応しておらず、現金による支払を行う必要がある場合、銀行口座から支出金額を引き出して支払を行い、当該支払金額の領収書を徴取して下さい。
- (2) 現金による支払しか対応していない旨を各都道府県連盟の証明でいいので、「現金支払い理由書」を作成し一緒に提出して下さい。

②委託費 40万円を下回った場合、残金を返金していただきます。

【委託費お願い事項】

- (1) 委託額 40万円に対しての決算報告となります。スポーツ振興くじ助成事業のため、残額が発生した場合は、残金を返金していただきます。
- (2) 対象・対象外に関わらず、全ての金額を計上し、領収書(レシート可)を添付して報告してください。

③報告書類提出は、事業終了後 30 日以内でお願いいたします。

※ 日本連盟から日本スポーツ振興センターには、下記の通り提出期限があります。

- ・ 4～6月までの事業 ⇒ 提出期限：7月末
- ・ 7～9月までの事業 ⇒ 提出期限：10月末
- ・ 10～12月までの事業 ⇒ 提出期限：1月末
- ・ 1月の事業 ⇒ 提出期限：2月末
- ・ 2～3月までの事業 ⇒ 提出期限：3月末

※ 事業が終了したら 30 日以内に決算書と報告書をメールで報告し、併せて領収書などの証拠書類を決算書と報告書の原本と一緒に郵送すること。領収書等の証拠書類についてはのり付けをしないで下さい。(報告の際に使用するため)

※ 事業対象期間 2024 年 4 月 1 日～2025 年 2 月 21 日

【お問い合わせ先】

(公財)日本ソフトテニス連盟

電話：03-6417-1654

E-mail: step3@jsta.or.jp